

(新規) 旅券申請受付・交付事業について

生活文化部市民生活課

1 目的

平成18年3月の旅券法の一部改正により、都道府県が処理することとされている旅券事務(法定受託事務)を市町に移譲することが可能となった。本市としては住民の利便性向上を図るため、平成21年9月から市内3区役所(中区・北区・浜北区)で、旅券の申請受付・交付事務を行う。

2 事業内容

事務	旅券の申請受付、書類審査、旅券審査、交付
年月日	平成21年9月1日
実施区役所	中区・北区・浜北区
受付時間	月～金 午前8時30分から午後5時15分まで 日曜日 午前9時から午後4時まで(中区) 午前9時から正午まで (北区、浜北区) 日曜日は交付のみ
人員配置	職員 4名(中区2名、北区1名、浜北区1名) 非常勤職員9名(中区6名、北区1名、浜北区2名)

3 事業費 40,199千円

窓口開設費 7,892千円 工事費、備品購入費など

運営経費 32,307千円 人件費、端末保守料など

- ・申請受付・交付事務以外の、旅券作成事務等は、県が行う。
- ・市内の県窓口(西部旅券センター・北遠旅券センター)は、廃止。
- ・県から事務費に対する権限移譲事務交付金が交付される。



天竜区船明地区墓地整備事業について

生活文化部市民生活課

1 目的

市民の墓所需要に応える安定的な公営墓所の供給

2 事業内容

三方原墓園は平成19年度で墓所の新規貸付が完了、雄踏墓地及び平成20年度に区画を増設した舞阪吹上墓地でも、平成21年度中途での貸付完了が見込まれることから、天竜区船明地区の土地区画整理事業内保留地の一部を新たな市営墓地の予定地として、平成20年度の基本計画・基本設計をはじめ、順次、墓地整備事業を進めていく。

3 事業費 2,500千円

- ・用地取得に向けた土地鑑定
- ・設計委託

場 所：天竜船明土地区画整理事業地内保留地 約4.3ha



浜松国際ピアノコンクール開催事業について

生活文化部文化政策課

1 目的

世界の優秀な若いピアニストを発掘するとともに、世界の音楽文化の発展への寄与、市民へ質の高い音楽の提供、「音楽の都・浜松」の発信を目的として、第7回浜松国際ピアノコンクールを開催する。

2 事業内容

世界各国から多くの優秀な若手ピアニストからの応募があり、世界への登竜門としての役割を果たしている、注目の国際ピアノコンクールを実施する。平成3年の第1回大会より、3年ごとに開催している。

大会	第7回浜松国際ピアノコンクール
日程	平成21年11月8日(日)～ 11月23日(月)
会場	アクトシティ浜松
その他	予備審査(第7回よりDVD審査) 開催告知PR(雑誌、新聞告知) 予選、本選、入賞者披露演奏会、関連イベント開催 インターネット配信

3 事業費 130,000千円(負担金)



第6回大会の様子(優勝者のアレクセイ・ゴルラッチ)

文化芸術創造活動支援事業について

生活文化部文化政策課

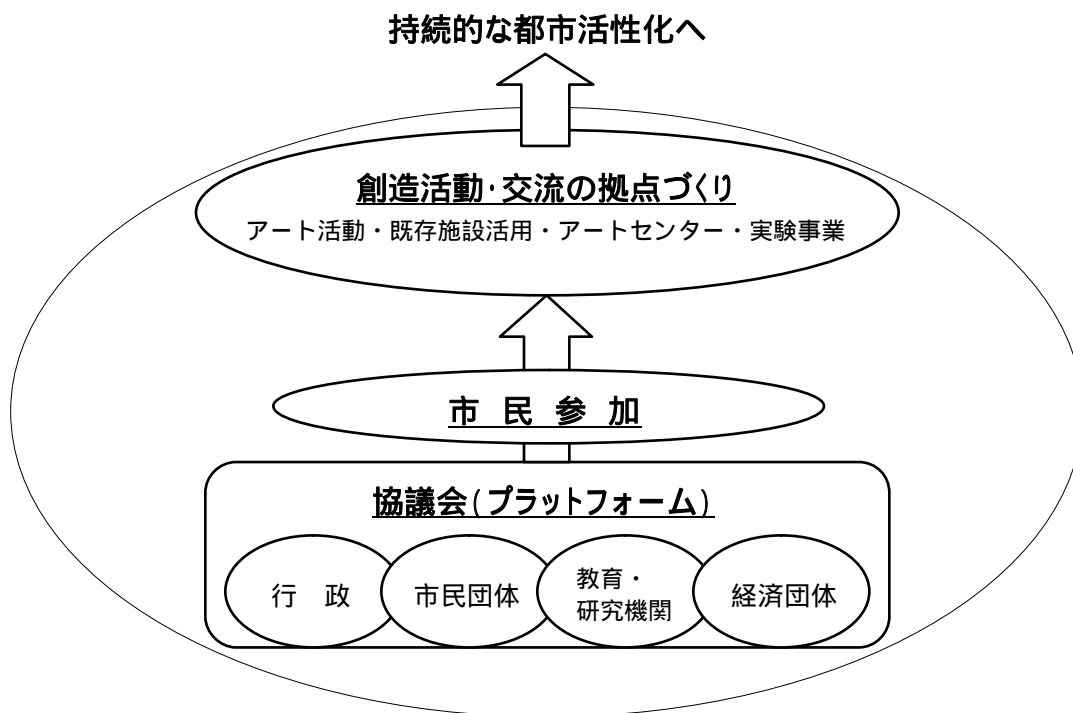
1 目的

「創造都市・浜松」の実現に向け、創造的な文化芸術活動への支援策について、実験事業を実施して検証を行う。

2 事業内容

21年度 場の提供・活用方法の研究

- ・既存施設を活用した事業を大学研究室・アートNPOなどで組織する協議会を立ち上げ、活用方法を調査・研究し、実験事業として実施する。



過去の実施事業

19年度

- ・芸術系学生に対する意向調査、他都市事例、地域施設活用調査を(株)浜名湖国際頭脳センターに委託。
- ・鴨江別館にてアート・文化・街づくりフォーラムを開催。

20年度

- ・中心部施設(文泉堂跡地)を利用したアート創作展示活動と座談会・ワークショップの実施。
- ・文化政策シンポジウムの開催。

3 事業費 1,500千円(負担金)

国民文化祭開催事業について

生活文化部文化政策課

1 目的

全国各地で行われている文化活動を、全国的な規模で発表、競演、交流する場を提供することにより、広く文化活動への参加の機運を高め、新しい芸術文化の創造を促し、併せて地域文化の振興に寄与することを目的とする。

2 事業内容

10月24日(土)から11月8日(日)までの間、第24回国民文化祭・しずおか2009として静岡県内で開催される約100事業のうち、浜松市主催として12事業を実施する。

事業名	開催場所	開催日
城跡フェスティバル	二俣城公園ほか	10月24日(土)～11月8日(日)
美術展(書)	クリエート浜松	10月24日(土)～11月8日(日)
美術展 (デザイン・グラフィックアート)	しずぎんギャラリー 四季	10月24日(土)～11月8日(日)
大正琴の祭典	アクト中ホールほか	10月24日(土)、25日(日)
演劇の祭典	浜松アリーナ	10月31日(土)
オーケストラの祭典	アクト大ホール	11月1日(日)
ジャズフェスティバル	アクト中ホール	11月1日(日)
農村歌舞伎 (湖西市連携)	開明座(引佐) 湖西市	11月1日(日) 11月8日(日)
ハーモニカフェスティバル	アクト中ホールほか	11月2日(月)～4日(水)
吹奏楽の祭典	アクト大ホール	11月3日(火)
フリーダンスフェスティバル	はまホールほか	11月6日(金)、7日(土)
マーチング&バトンの祭典	浜松アリーナ	11月7日(土)

上記のほか、静岡県主催の「THE オペラ」が、アクト大ホールにて10月25日(日)に開催される。

3 事業費 52,000千円(第24回国民文化祭浜松市実行委員会への負担金)

(新規)モザイカルチャーイベントステージ活用事業について

生活文化部文化政策課

1 目的

「浜松モザイカルチャー世界博2009」開催期間中(9月19日~11月23日)の休日(26日間)に会場内特設イベントステージにおいて市内の様々な文化団体によるコンサート等を開催する。

また「第24回国民文化祭・しずおか2009」開催期間中(10月24日~11月8日)には、市内で開催される事業に参加する県外の団体等にも出演していただき、モザイカルチャー世界博を全国に発信する機会とする。

全国からの多くの来場者が“音楽の都・浜松”らしく、気軽に音楽や多様な文化に触れ、楽しむ機会を提供する。

2 事業内容

- ・1日3団体程度の出演(計80団体程度の出演を計画)
- ・市内および国民文化祭に参加する県外の文化団体に出演を呼びかける
音楽団体(吹奏楽、オーケストラ、ジャズ等)
文化団体(演劇、舞踊、バレエ等)

3 事業費 15,000千円



イメージ図(なゆた浜北前で開催されたプロムナードコンサートの様子)

天竜ものづくり継承施設整備事業について

生活文化部文化政策課

1 目的

国の登録有形文化財である旧二俣町役場を、天竜ものづくり継承施設として改修整備し、天竜出身である本田宗一郎氏の「ものづくり精神」を紹介するとともに、遺品等の展示を行う。また、ものづくりに関するワークショップ等の開催を通して、子どもたちがものづくりの楽しさを体験し、創造する力を育む施設としていく。

2 事業内容

- ・旧二俣町役場の改修工事
 - 外壁タイルの復元
 - 階段の設置
 - 耐震補強工事 など
- ・「本田宗一郎記念ものづくり伝承館」の管理運営
- ・展示や、ワークショップ・セミナー等の開催

3 スケジュール

改修工事 平成21年 6月 ~ 11月

オープン 平成21年11月

オープン後は、(仮称)特定非営利法人本田宗一郎夢未来想造倶楽部(平成21年3月法人登記予定)へ事業委託。

4 事業費 165,920千円(本田宗一郎顕彰基金を充当)

天竜ものづくり継承施設整備事業 162,600千円

天竜ものづくり継承施設管理運営事業 3,320千円



旧二俣町役場外観

* 旧二俣町役場は、昭和11年竣工。昭和33年からは天竜市役所、昭和45年からは各種行政施設として活用されてきた。

旧浜松銀行協会の改修について

生活文化部文化政策課

1 目的

国の登録有形文化財である「旧浜松銀行協会」の外観や趣を保存するなかで改修整備を行い、その1階部分を木下恵介記念館として活用する。2階部分はアートギャラリースペースや集会機能を有する施設として市民の利用に供する。

2 事業内容

- ・旧浜松銀行協会の改修工事
 - 1階 木下恵介記念館、中村與資平資料等展示室 など
 - 2階 アートギャラリースペース、講堂 など
- ・木下恵介記念館の管理運営
- ・アートギャラリースペースや講堂等の管理運営

3 スケジュール

改修工事 平成21年 6月 ~ 9月
移転 平成21年 9月
オープン 平成21年10月

4 事業費 47,000千円

旧銀行協会改修活用事業 38,000千円
(まちづくり交付金 15,200千円、市債 15,900千円を充当)
木下恵介記念館管理運営事業 9,000千円



旧浜松銀行協会外観

旧浜松銀行協会は、浜松出身の著名な建築家である中村與資平氏の設計によるもので、昭和5年に建設された。

(新規)日本選手権水泳競技大会開催事業について

生活文化部スポーツ振興課

1 目的

平成21年2月7日に開場した古橋廣之進記念浜松市総合水泳場の落成記念イベントとして、日本選手権水泳競技大会を開催する。世界レベルの競泳により、北京オリンピックと同様の感動と、スポーツの素晴らしさを提供する。

2 事業内容

大会名 第85回日本選手権水泳競技大会 競泳競技
 日程 平成21年4月16日(木)～19日(日)
 場所 古橋廣之進記念浜松市総合水泳場
 主催 (財)日本水泳連盟

3 事業費 32,571千円

会場借上料 21,000千円
 開催負担金 10,500千円
 交通整理員配置など 1,071千円

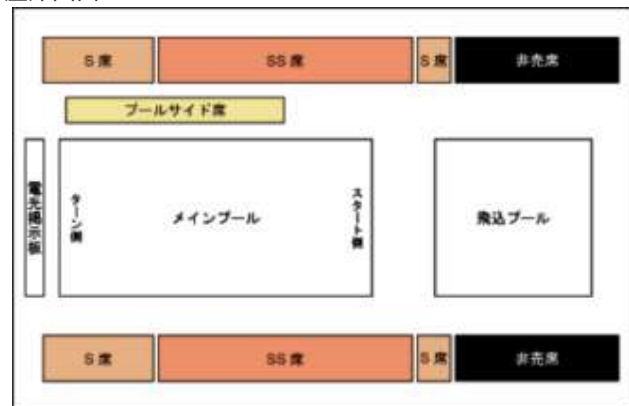


競泳日本一決定戦“JAPAN SWIM 2009”

「JAPAN SWIM 2009 / 第85回日本選手権水泳競技大会競泳競技」が2009年4月16日(木)～19日(日)の4日間にわたり、古橋廣之進記念浜松市総合水泳場にて開催します。首都圏外での競泳日本選手権の開催は実に14年ぶりであり、浜松市では初の開催となります。

今大会は、2009年7月～8月にローマで行われる世界水泳の代表選手選考会も兼ねており、熾烈な代表争いも見どころの一つとなります。

座席図面



平口スポーツ施設等整備事業について

生活文化部スポーツ振興課

1 目的

新市建設計画に盛り込まれている「平口地区スポーツ施設等整備事業」の計画を進め、地方拠点都市法に基づく拠点地区を整備するため、浜北総合体育館、浜北温水プールに続き、サッカー場・多目的スポーツ広場などを整備する。

2 事業内容

20年度	測量調査 地質調査 土木部分の詳細設計
21年度	建築部分の詳細設計

3 事業費 725,900千円(財源:市債687,700千円)

設計	22,000千円
用地取得	703,900千円

(位置図)



射撃場の環境対策について

生活文化部スポーツ振興課

1 目的

水窪射撃技術訓練センターには約45t、元静岡県クレー射撃場には約138tの残留鉛が堆積しているものと推測され、地域住民の健康への影響及び環境保全の観点から、抜本的な環境対策を行う。

2 事業内容

水窪射撃技術訓練センターについては、工事に向けた詳細設計を実施する。元静岡県クレー射撃場については、20年度の設計を基に、射撃場の残留鉛に対して不溶化・遮水工封じ込め工法による環境対策事業を実施する。

区分	水窪射撃技術訓練センター	元静岡県クレー射撃場
施設所在地	天竜区水窪町奥領家	天竜区春野町 ^{イカンドオオカミ} 筏戸大上
敷地面積	7,908 m ² (借地)	73,955.76 m ² (市有地)
工法	不溶化・遮水工封じ込め ・鉛弾及び調整池内等の高濃度の汚染土は、射撃場外に搬出する。 ・鉛含有土は、安定化に優れた不溶剤(石灰石)により不溶化処理をした後、射撃場内に埋設(遮水シートによる封じ込め)し、有害物質の発生と漏洩を恒久的に防止する。	
事業計画	平成21年度 詳細設計 平成22・23年度 環境対策工事	平成20年度 詳細設計 平成21～23年度 環境対策工事
事業主体	浜松市	静岡県 負担割合：静岡県 3 / 5 <u>浜松市 2 / 5</u>

3 事業費 51,725千円

水窪射撃技術訓練センター環境対策事業 10,000千円
元静岡県クレー射撃場環境対策事業 41,725千円

(新規) 学習成果活用支援事業について

生活文化部生涯学習課

1 目的

生涯学習施設を拠点として、市民が課題解決に向かって主体的に学習活動を展開する場や、日常生活の中で培ってきた知識や経験等の学びを社会に還元する機会を提供することにより、学習活動の新たな指導者やコーディネーター等の育成を図り、学びの成果を自立的・持続的に生かす仕組みを構築する。

これにより、行政主導（学習機会の提供）から 市民主導（学習成果の活用）への事業展開が図られる。

2 効果

退職した団塊世代等の社会参加促進を図り、生涯学習活動の担い手として育成することにより、市民活動団体の固定化や参加者数の減少等、各地域における生涯学習の課題を打開する。また、市域共通課題に対応した事業の開催だけではなく、地域の多様化した課題に対する特色ある事業を開催する。

3 事業内容

モデル事業として、各区 1 箇所以上の公民館等生涯学習施設を活動拠点に、地域の課題や特色に関わる提案（目的や内容、方法、人材等）を活用し、市民主導で講座等学習活動を開催する仕組みづくりを進める。

(1) 学習活動事業の設定

- ・市が、活動拠点となる生涯学習施設ごとに、地域の住民グループ等を対象として、地域の課題や特色に関わる講座等学習活動を募集
- ・市は、地域や生活に根ざしたものの、新たなテーマ等を優先して実施事業を選択

(2) 学習活動事業の開催

- ・事業を提案した市民やグループが基本的には事業を企画、運営
- ・市は、企画内容の調整、活動への助言、援助等実施

(3) 事業完了後の活動

- ・事業を提案した市民やグループは、事業完了後も学習活動の指導者やコーディネーターとして地域の学習活動に参加

4 事業費 1,200 千円

(新規) 浜松サイエンスアドベンチャー (HSA) 事業について

生活文化部生涯学習課

1 目的

近年、ものづくりや自然観察等の体験できる機会が乏しくなっており、児童・生徒の理数離れが問題となっている。こうしたなか、実体験（見て・触って・感じて）を通して、理数（科学）に興味を持つ子どもを育成する事業を展開する。

2 事業内容

本市は、山、川、海、湖など多様な自然があるとともに、世界トップレベルの企業が数多くある産業都市であり、こうした環境を生かし、自然や企業の科学技術に触れることで、科学の魅力・すばらしさを提供する。

事業は、次の3つの講座を柱として2年を事業単位とし、事業拠点を浜松科学館におきながら、市内全域をステージとして活動する。

(1) 最先端技術体験講座

地元企業や大学を中心に訪問し、最先端技術（ロボット、医療、光、宇宙等の分野）について担当者から指導を受け、その機器を実際に操作する体験講座を開催

(2) 自然観察・環境講座

市内の山、川、海、湖等を中心に自然観察や里山探索を行い、自然の生態系や身のまわりの生活環境を調査する講座を開催

(3) ものづくり講座

オリジナルのラジオやホバークラフト船等を製作し、作品コンテストを開催

(4) 研究発表

各講座から得た実体験をもとに、チーム（5人1組）単位で研究成果を発表

3 事業対象

小・中学生を対象とし、30名程度を募集

材料費等は参加者負担

4 事業費 1,200千円（科学館管理運営事業175,331千円の一部）

浜松科学館は、静岡大学が展開する『ものづくり理科支援ネットワーク「浜松RAIN房」』の構成員であるため、本事業を含む科学館の事業を実施する際には、情報提供や人材派遣等において相互に協力する予定である。

(新規) 科学学習情報システム「ヘイムズ」整備事業について

生活文化部生涯学習課

1 目的

浜松科学館では、魅力ある常設展示とリピーターの確保のため、利用者参加型の展示機器を設置しており、この中核となるものが科学学習情報システム「ヘイムズ」である。現行のヘイムズは平成14年3月に導入しているが、システム・機器共に老朽化していることから、来館者に満足していただけるような魅力ある情報・展示を提供するため、ヘイムズに改良を加えて更新するもの。

2 事業内容

新たなヘイムズは、既存のホームページや科学学習コンテンツをリニューアルし、内容の刷新を図る。さらに、新たに、最新技術であり多様な利用が期待できるユビキタスシステムの導入を含めた機器の更新を図る。

ヘイムズの構成

・ホームページ

セキュリティの確保とともに見やすく、分かりやすいシステムの構築

・科学学習コンテンツ

既存の博士号クイズに代わる新たな科学に関するクイズ等を集約し、常に最新の科学学習情報を提供できるよう機能を強化したシステムの構築

・ユビキタスシステム

小型携帯端末を用いて、音声や画像による展示物の説明や、館内の展示物を利活用した様々なテーマを出題し、遊びの中で展示物の基本原理を会得できる観覧システムの構築

3 タイムスケジュール

平成21年4月～12月 業者選定・システム開発

平成22年1月～2月 運用テスト

平成22年3月～ ヘイムズ 運用

4 事業費 66,812千円

システム開発費 57,000千円

機器リース及び保守料 9,812千円

ヘイムズとは、HA mamatsu Multimedia Educational Systems の略であり、浜松科学館独自の科学学習情報システム並びに関連展示物の総称である。

博物館・美術館・秋野不矩美術館の展覧会等開催事業について

生活文化部生涯学習課

1 博物館

(1) 博物館の逸品まちかど陳列事業

- ・博物館の収蔵品を民間施設を含め広く一般市民の利用が見込まれる場所へ一定期間陳列する企画で、展示先は、店舗内・銀行ロビー・企業ギャラリーなどを想定

(2) 発掘調査速報展 地下に眠る浜松の至宝 - きらめく金装大刀 -

- ・平成 21 年 6 月 6 日(土)～7 月 12 日(日) 協力 静岡県教育委員会文化課
- ・鳥居松遺跡の金装大刀の初公開、平成 15～20 年での市内遺跡からの出土品の展示

(3) 浜松ものづくり展 茶園と浜松のお茶

- ・平成 21 年 9 月 19 日(土)～11 月 23 日(月)
- ・モザイクカルチャー開催期間に合わせ、県内有数の茶産地として浜松の茶文化とお茶づくりを紹介。

2 美術館

(1) 静岡県立美術館名品展

- ・平成 21 年 4 月 18 日(土)～5 月 17 日(日) 共催 静岡県立美術館
- ・鋭敏な感性で自己と社会を描きだし、将来を嘱望されながら惜しくも 31 歳で死去した画家・石田哲也の作品を中心に静岡県内の芸術家の作品を展示

(2) 石山寺展

- ・平成 21 年 7 月 18 日(土)～8 月 23 日(日) 共催 静岡新聞社・静岡放送
- ・紫式部が「源氏物語」を起筆したと言われている滋賀県大津市の石山寺が所蔵する「源氏物語」を主題にした絵画・工芸品(重要文化財を含む)を展示

(3) ロイヤルコペンハーゲン展

- ・平成 21 年 10 月 10 日(土)～11 月 23 日(月) 共催 中日新聞社東海本社
- ・デンマーク王室ゆかりの高級美術磁器であるロイヤルコペンハーゲンの製品を展示

(4) アトリエインカーブ展

- ・平成 22 年 2 月 20 日(土)～3 月 28 日(日) 共催 中日新聞社東海本社
- ・大阪の知的障害者施設「アトリエインカーブ」で制作に取り組んでいる作家の作品を展示

3 秋野不矩美術館

(1) 近代日本画の巨匠山本丘人展

- ・平成 21 年 4 月 24 日(金)～6 月 7 日(日) 共催 中日新聞東海本社
- ・秋野不矩らと共に「創造美術」を結成した文化勲章受章の日本画家・山本丘人の画業を紹介する展示

(2) 秋野不矩・荘司福二人展

- ・平成 21 年 10 月 3 日(土)～11 月 8 日(日) 共催 静岡新聞社・静岡放送
- ・同時代を生きた女性日本画家・秋野不矩と荘司福について、石や風化した古仏、廃墟等、長い時間をくぐり抜けた存在をテーマに取り上げた共通性等に着目した展示

(3) 韮崎大村美術館コレクション展

- ・平成 22 年 2 月 13 日(土)～3 月 28 日(日) 共催 中日新聞東海本社
- ・山梨県の韮崎大村美術館が所蔵する近代以降の絵画史に残る上村松園や三岸節子など秋野不矩と同時代を生きた女性作家の制作上の冒険を跡付ける展示

(新規) 東区東部地域図書館整備事業について

生活文化部中央図書館

1 目的

図書館サービスが手薄となっている東部地域(長上・笠井地区)に図書館を整備し、地域住民の生涯学習ニーズに応えるもの。

2 事業内容

静岡県西部地域地場産業振興センター建物の1階(延床面積 600.19 m²)を改修し、東部地域における図書・雑誌等の閲覧及び予約本等の貸し出し・返却機能を主とした地区図書館として整備する。

平成21年度は、実施設計を行う。

(1) 整備場所 浜松市東区流通元町20番2号

(2) 構造 鉄筋鉄骨コンクリート造 地下1階地上4階建

3 事業費 7,500千円

図書館開館日の見直しについて

現在月曜日に休館している図書館について、市民の利便性の向上を図ることから、開館日を見直す。

・城北図書館

月曜日含め年中開館。館内整理日及び年末年始休館

・積志、はまゆう、細江図書館

月曜日、水曜日～日曜日開館。火曜日、館内整理日及び年末年始休館

参考 図書館の蔵書数と延床面積

	図書館名	蔵書数 (冊)	延床面積 (m ²)
1	城北	374,186	6,534.75
2	中央	243,989	5,162.61
3	浜北	220,038	4,069.00
4	細江	154,057	1,396.69
5	天竜	113,995	600.02
6	三ヶ日	84,659	1,820.25
7	北	82,124	1,352.53
8	引佐	81,314	1,070.19
9	東	79,594	1,160.32
10	舞阪	74,568	2,056.12
11	可新	72,263	1,349.23
12	積志	69,235	1,228.80

	図書館名	蔵書数 (冊)	延床面積 (m ²)
13	はまゆう	68,947	2,258.94
14	南	64,600	982.33
15	雄踏	62,038	1,545.50
16	西	60,069	1,314.00
17	南陽	56,034	1,109.76
18	春野	39,011	659.62
19	佐久間	16,709	360.84
20	水窪	8,982	158.00
21	駅前	7,727	97.30
22	龍山	5,332	74.99
	計	2,039,471	36,361.79

但し、蔵書数は平成20年3月31日現在
印の延床面積は、併設施設含む

(新規) 市民向け防災情報メール配信システム整備事業について

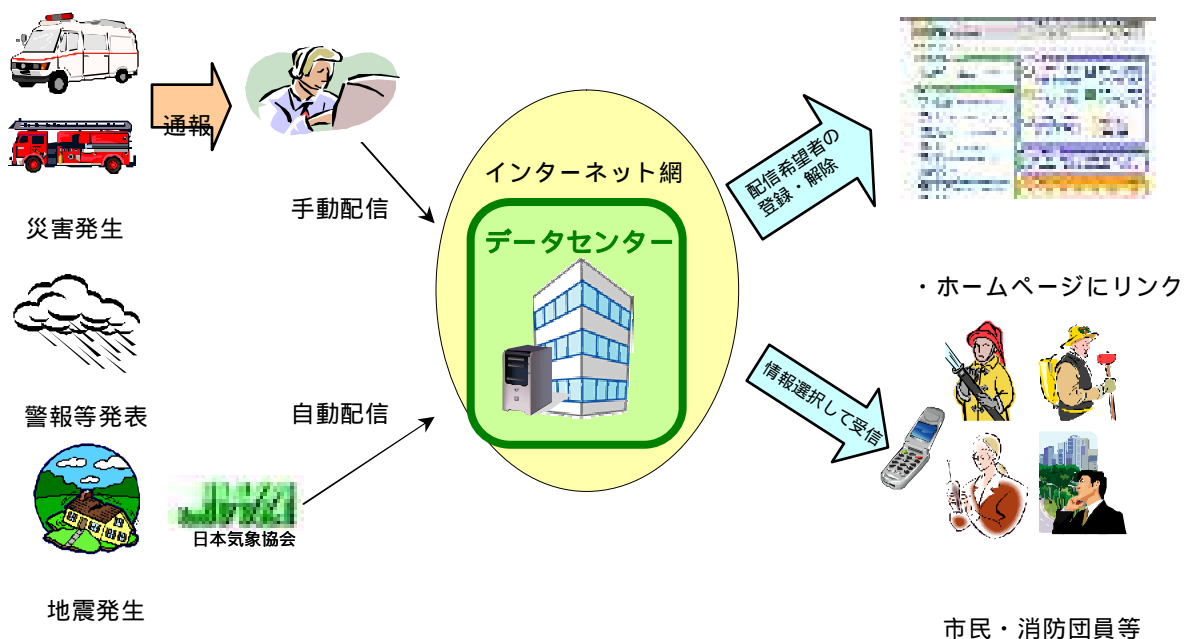
生活文化部防災対策課

1 目的

防災情報等のメール配信システムは、多くの市民が所持する携帯電話を利用して、大雨・洪水警報等の気象警報や震度速報等の自然災害情報などを市民へ提供する。これにより、消防団等の関係諸団体及び市民への情報提供の仕組みを強化し、災害時の初動対応や避難行動の迅速化、強化を図る。

2 事業内容

- ・ メール配信を希望する市民に対し、気象(水象含む)予警報、地震情報、避難勧告、避難指示、土砂災害警戒情報等の災害情報、避難生活等に関する情報を配信する。
- ・ 浜松市ホームページ(防災ホットボックス) 広報はままつへの掲載やFMラジオ等によりサービス内容の周知を図る。



3 事業費 2,993千円(市民防災意識啓発事業19,191千円の一部)

配信システム構築料: 2,048千円(H21年度のみ)

配信システム料 : 315千円/月(H21年度は3ヶ月)

(新規)「防災フェア 2009in はままつ」について

生活文化部防災対策課

1 目的

防災フェアは、防災意識の高揚・普及を図るため、昭和 57 年度から内閣府、防災推進協議会及び地方公共団体との共催により、毎年全国の政令指定都市等、全国の主要都市において開催されている。

平成 21 年度に浜松市において「防災フェア 2009in はままつ」を開催し、切迫した東海地震に備え地域における防災意識の高揚を図る。

2 開催内容

(1) 開催日 平成 21 年 8 月 21 日(金)～8 月 24 日(月)

(2) 主催 内閣府、浜松市、防災推進協議会

(3) 会場 浜松駅北口広場、ギャラリーモール(UP ON横)、アクアモール
アクトシティ浜松(コンgresセンター、展示イベントホール)
地域情報センター、まちづくりセンター

(4) 主な内容

東海地震への備えをテーマとして、地震のメカニズムや災害に対する防災講座、市民参加型・体験型のイベント及び防災関連ブース展示による広報を実施する。

防災推進協議会とは

政府及び地方公共団体と一体となって防災週間行事を実施し「災害の未然防止と被害の軽減」の趣旨に賛同する民間団体等により設立された団体。日本赤十字社、日本損害保険協会、電気事業連合会等で構成

3 事業費 7,500千円(市民防災意識啓発事業19,191千円の一部)

地域防災無線整備事業について

生活文化部防災対策課

1 目的

大規模地震発生時には、人命救助・被害拡大防止・避難所開設などのため、迅速かつ正確な情報収集や、本庁と出先機関や防災関係機関等との間の確実な命令・指令の伝達が必要不可欠である。

現在、旧浜松・浜北地域はアナログ方式の地域防災無線を使用している。地域防災無線については、総務省告示により平成 23 年 5 月までにデジタル化しなければならないと定められているため、地域防災無線のデジタル化を行う。

2 事業内容

- (1) 旧浜松、浜北地域の地域防災無線を平成 21、22 年度にデジタル無線に更新する。
- (2) 本庁・消防本部に統制局を、市域をカバーする中継局を 2 箇所、区役所、地域自治センター、各避難所等に子局を 379 台整備する予定である。

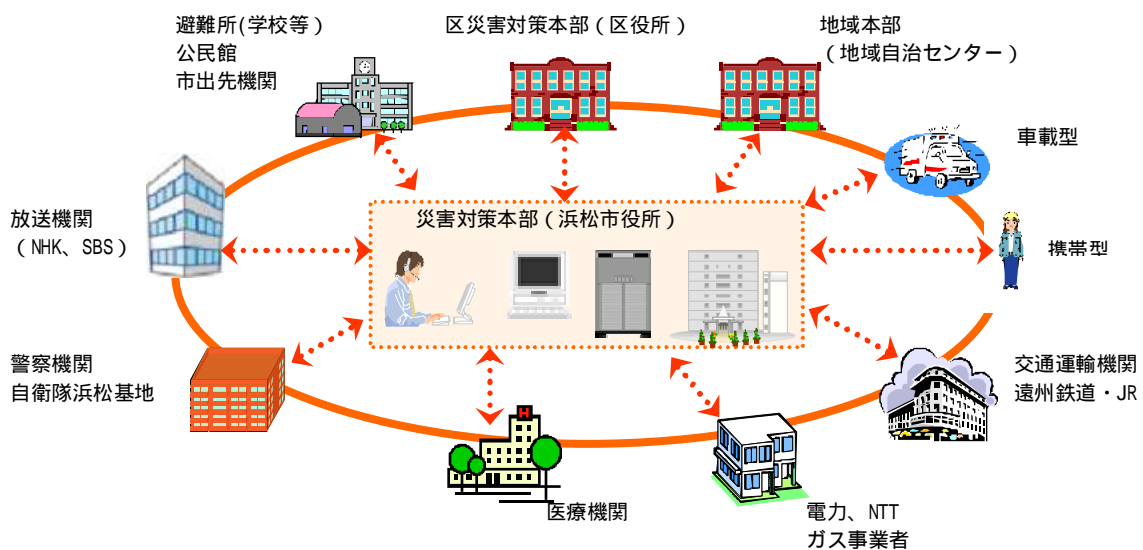
(3) 事業計画

平成 19 年度	基本設計
平成 20 年度	実施設計
平成 21 年度	中継局整備（北区・尉ヶ峰及び浜北区・太平洋富士見平）
平成 22 年度	統制局整備（市役所、消防本部） 子局整備（379 台、旧浜松、浜北の区役所・小中学校等）

3 事業費

393,413 千円（市債 371,400 千円）

債務負担行為限度額 417,800 千円（期間 平成 21 年度～平成 22 年度）



地域防災無線をデジタル化することにより、旧浜松・浜北地域では上の図のように関係機関と相互に連絡を取ることが可能になる。

(新規)ホームレス自立支援事業について

社会福祉部福祉総務課

1 目的

ホームレスとして日常生活を営むことを余儀なくされている人々の多くは、厳しい生活環境の中で様々な問題を抱えている。

このため、平成 20 年度に国の基本方針に即し策定する、本市の実情に応じたホームレス自立支援等に関する実施計画に基づき、自立支援等に係る事業を行うもの。

2 事業内容

(1) 自立支援事業

個々のホームレスが抱える複合的に絡み合った問題の解決に向けた相談・支援体制の構築によるホームレスへの自立支援。

- ・ホームレス総合相談会

関係機関、団体等と連携して行なう、住宅・就労・法律・福祉・健康等、個々のニーズに応じた支援。

- ・ホームレス巡回相談

巡回相談員(週1回程度)や区職員(年2~4回)の巡回相談による、実態把握及び生活、就労、健康などの解決に向けた支援。

- ・衛生状態改善事業

衛生状態を改善するためのシャワー提供、及び自立支援相談員による相談。

(2) 緊急援護事業

- ・入院協力料支給事業

病気等により急迫状態にあるホームレスの緊急搬送時における、病院受入れ円滑化のための協力料支給。

- ・ホームレスの緊急一時保護事業

生活保護を申請するまでの緊急一時的に行なう生活保護施設等での宿泊、食事の提供。

(3) 上記の事業を円滑に遂行するための事業

- ・(仮称)浜松市ホームレス自立支援等推進協議会等

関係機関との連携促進及び市民協働により実施の推進を図るための、総合的かつ効果的な組織体制の強化。

3 事業費 2,500千円 (国庫補助 820千円)

(新規) 障害者雇用優良事業所表彰事業について

社会福祉部障害福祉課

1 目的

企業や事業所における障がいのある人の雇用実績は年々向上しているが、更なる障害者就労の理解促進のため、本市における障害者就労に積極的な事業所を表彰する。また、その表彰事業所の取り組みについて、講演会等の開催により広く市民及び事業所に周知し、市内の障害者就労環境の向上を図る。

2 事業内容

(1) 表彰対象

障害者雇用率、雇用人数だけではなく、障がいのある人が働きやすい職場環境を作るための努力等、事業所が行う取組みを総合的に判断する。

例) 仕事や設備による配慮(専用マニュアルの作成や建物のユニバーサルデザイン化)
障がいのある人が働く作業所への仕事の発注や訓練生の受入れ等

(2) 実施方法

ホームページ及びチラシにより、市民及び事業所等へ事業実施を周知する。

自薦または他薦による事業所からの応募を受付し、表彰事業所を決定する。

表彰企業による講演及びホームページ等により、事業所における障害者雇用の取組み事例について広く市民及び事業所に周知する。

(3) 事業実施による効果

障害者就労について積極的に取組む事業所の周知を行うことで、市内の事業所における障害者就労に関する理解及び障害者就労環境の向上を図る。

3 事業費 367千円

障害者施設整備費助成事業について

社会福祉部障害福祉課

1 目的

施設入所者の安全性の確保等を図ることを目的に、国補助事業として、老朽施設の改築、大規模修繕等の施設整備を行なう法人に対し助成するもの。

また、浜松市障害者計画及び障害福祉計画により、「障がいのある人の入所施設から地域生活への移行」を推進するため、地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームを整備する社会福祉法人等に対し助成するもの。

2 事業内容

(1) 障害者施設整備 改築 1棟

設置・運営主体	社会福祉法人 天竜厚生会
施設種類・名称	身体障害者療護施設（入所） 「浜名寮」
定員	100人、短期入所4人
所在地	浜松市浜北区於呂
市補助金	458,590千円

(2) 障害者グループホーム等整備 創設 2棟

設置・運営主体	社会福祉法人 天竜厚生会	社会福祉法人 復泉会
施設種類・名称	ケアホーム 「ケアホーム第3ねがた(仮称)」	ケアホーム 「くるみハイツ(仮称)」
定員	7人	7人
所在地	浜松市浜北区根堅	浜松市北区根洗町
市補助金	17,382千円	18,750千円

3 事業費 494,722千円

(1) 障害者施設整備費助成事業

458,590千円（国庫 305,726千円、市債 114,600千円）

(2) 障害者グループホーム等整備助成事業

36,132千円（国庫 12,500千円、市債 17,600千円）

高齢者集会施設ユニバーサルデザイン化助成事業について

社会福祉部高齢者福祉課

1 目的

高齢者が活動する集会所のユニバーサルデザイン化を支援し、住み慣れた地域での活動の場の提供と社会参加を促すことにより、健康の維持増進、介護予防の推進を図る。

2 事業内容

自治会等から要望があった施設について、現地調査を行い、選考基準に基づいて採点し、助成対象施設を選定する。

今後の要望件数を把握するため、単位自治会に対し、施設のユニバーサルデザイン化に向けた改修の意向を調査する。

(1) 対象施設

老人クラブ又は老人クラブに準ずる団体及び地域の高齢者が利用する公会堂、公民館、自治会館及び集会所等。

(2) 補助対象

既存施設の集会室、浴室、便所、洗面所、台所、玄関、廊下、その他の集会所施設を高齢者に適するようユニバーサルデザイン化する必要があると認められた場合の経費。

(3) 補助額

1 施設につき、50 万円を限度として補助。

3 事業費 15,000 千円

国民健康保険事業・保険料の改定について

社会福祉部国保年金課

1 改定内容

(1) 医療分保険料率(22年度全市統一)

旧浜松地域は、平準化達成となる料率改定を行い、旧11市町村は、平準化の維持と収支のバランス、平成22年度の完全統一を見据えた調整とする。

また、算定方法等の統一に伴い保険料の増加する世帯に対して、基金を財源とした激変緩和措置を引き続き適用する。

平準化...保険料の賦課総額に対し、均等割総額+平等割総額の割合が45~55%になること。

保険料賦課が平準化に達すると、低所得世帯に対する保険料軽減割合の適用が6・4割から7・5・2割へ変更となる。

	20年度				21年度				改定率
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	
浜松	111%	25%	18,000円	19,000円	132%	20%	27,000円	23,000円	15.5%
11市町村	120%	15%	21,500円	19,000円	139%	15%	28,000円	23,000円	15.2%

限度額：470千円(20年度同額)

(2) 介護納付金分保険料率(20年度全市統一済、21年度改定なし)

旧11市町村は、医療分保険料と同様、算定方法等の統一に伴い保険料が増加する世帯に対して、基金を財源とした激変緩和措置を引き続き適用する。

	20・21年度			
	所得割	資産割	均等割	平等割
全市	45%	5%	9,000円	7,000円

限度額：90千円(20年度同額)

(3) 後期高齢者支援金分保険料率(20年度新設、全市統一済)

	20年度				21年度				改定率
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	
全市	46%	10%	7,500円	6,000円	60%	10%	11,800円	8,100円	22.5%

限度額：120千円(20年度同額)

2 1人あたり保険料の推移(介護納付金分は除く)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
1人あたり保険料	78,505円	81,754円	82,114円	78,610円	86,982円	102,038円
対前年度の増加額	2,048円	3,249円	360円	3,504円	8,372円	15,056円
対前年度の増加率	2.68%	4.14%	0.44%	4.27%	10.65%	17.31%

16~19年度：決算数値(16・17年度は、旧浜松市分の数値)

20年度：本算定時(8月1日時点)数値

放課後児童会施設整備事業について

こども家庭部次世代育成課

1 目的

核家族化や女性の社会進出、また子どもをとりまく環境の変化などにより、放課後児童会への入会を希望する児童は、全市的に増加傾向にある。そのニーズに対応し放課後児童会の充実に努めるため、未開設小学校での開設、待機児童の解消、学校管理区分との明確化など、放課後児童会の計画的な施設整備を図り、児童の健全育成及び子育て支援を行う。

2 事業内容

- (1) 積志小放課後児童会施設建設（東区積志町、積志小学校敷地内）
 - ・定員 40人増（40人 80人）
- (2) 双葉小放課後児童会施設建設（中区海老塚二丁目、校舎内専用施設）
 - ・定員 10人増（30人 40人）
- (3) 金指小放課後児童会施設建設（北区引佐町金指、引佐日赤病院敷地内）
 - ・定員 20人増（20人 40人）
- (4) 新原小放課後児童会施設建設設計委託
 - ・専用施設の新規開設（22年度新設工事予定）
- (5) 大規模児童会分割工事（4か所）
 - ・こどもの情緒の安定や事故防止を図るための児童会室の分割工事
与進小放課後児童会室（東区天王町） 与進北小放課後児童会室（東区市野町）
和地小放課後児童会室（西区湖東町）、初生小放課後児童会室（北区初生町）
- (6) 管理区分工事（2か所）
 - ・専用入口、学校施設との管理区分のための間仕切り、エアコン設置
元城小学校（中区元城町）、中ノ町小学校（東区中野町）

3 事業費 89,812千円（宝くじ協会助成金 60,000千円）

（参考）放課後児童会定員 205人増（H20 3,495人 H21 3,700人）

- ・伊佐見 40人増（40人 80人）
- ・内野小（第2ピーバー） 40人増（40人 80人）
- ・蒲小（蒲公民館） 25人増（25人 50人）
- ・元城小 40人増（0人 40人）
- ・上島（代官平会館） 40人増（0人 40人）
- ・和地（和地公民館） 20人増（0人 20人）

私立幼稚園就園奨励助成事業について

こども家庭部次世代育成課

1 目的

子育て支援と幼児教育の振興の一環として、私立幼稚園児を持つ保護者の経済負担の軽減と公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図る。

2 補助対象

私立幼稚園の設置者が、保護者の所得状況による市の基準に応じて入園料及び保育料を減免した場合にその相当額を補助する。

3 制度改正

(1) 補助単価の引き上げ(国の制度改正に伴い補助単価5%増)

生活保護世帯・市町村民税非課税世帯	146,200 円	153,500 円 (7,300 円増)
市町村民税所得割非課税世帯	110,800 円	116,300 円 (5,500 円増)
市町村民税所得割課税世帯 (34,500 円以下)	84,200 円	88,400 円 (4,200 円増)
市町村民税所得割非課税世帯 (183,000 円以下)	59,200 円	62,200 円 (3,000 円増)

(2) 第2子以降の優遇措置の拡充(国の制度改正)

第1子の保護者負担割合を〔1.0〕とした場合の第2子以降の保護者負担割合を軽減するため、第2子〔0.5〕、第3子以降〔0.0〕まで保護者負担割合を引き下げる。

第1子の保護者負担割合を1.0とした場合	兄・姉が幼稚園児の場合	第2子	0.7	0.5
		第3子以降	0.2	0.0
	兄・姉が小1~3の場合	第2子	0.9	0.9
		第3子以降	0.8	0.0

4 事業費 769,462千円(国庫206,172千円)

青少年の家改築事業について

こども家庭部次世代育成課

1 目的

青少年の家は、健康で文化的な団体活動を通じて青少年の健全な育成を図るための施設であるが、築後 39 年が経過し、老朽化が著しく、耐震性の問題があることから全面改築を実施し、次代を担う青少年の拠点施設として整備する。

2 概要

(1) 整備場所

中区住吉四丁目（敷地面積 9,851.61 m²） 現在地での改築

(2) 建設概要

- ・本館 鉄骨造 2 階建（延床面積 約 1,227.17 m²）
- ・ピロティ（延床面積 127.60 m²）
- ・宿泊設備（宿泊定員 50 人、研修室利用最大 70 人）

(3) 工期

- ・平成 21 年 6 月～平成 22 年 2 月（平成 22 年 4 月 1 日オープン）

3 事業費 360,992 千円（市債 224,000 千円、宝くじ協会助成金 20,000 千円）

完成イメージ



子育て情報センター管理運営事業について

こども家庭部子育て支援課

1 目的

平成 17 年 4 月 1 日に設置した子育て情報センターは、子育て支援者の育成や子育て関係団体のネットワーク化を図ってきたが、平成 21 年度からはより市民の視点に立った子育て支援事業の展開や人材の育成を目的として、指定管理者制度を導入するとともに、子育て支援事業の再編を行い、市民協働による子育て支援事業の推進を図る。

2 業務運営

開館日：午前 9 時～午後 5 時（研修室、会議室、託児室は午後 9 時 30 分まで）

休館日：12 月 29 日～1 月 3 日

3 事業内容

(1) 子育て情報センターの管理に関する業務

本施設の総合的な管理及び事業の総括、貸し館に関する業務

(2) 子育て支援に関する事業の実施

ア 子育てに関する情報の収集及び提供に関する事業

- ・(再編) 子育て情報ネットワーク事業
- ・(再編) マザーズサロン浜松連携事業

イ 市民による子育ての相互援助活動の促進及び支援に関する事業

- ・(再編) ファミリー・サポート・センター事業
土曜日及び日曜日、祝休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）については受付業務休止

ウ 子育てに関する講習会、研修会の開催

- ・(再編) 子育てをともに楽しむプログラム推進事業
- ・(再編) フレッシュパパ応援セミナー

エ 子育て支援に関する関係機関との連携に関する事業

- ・子育て支援に関するネットワークの構築を図る事業の企画及び実施
- ・(再編) 育児サークル等活動支援事業

オ 人材育成に関する事業、子育てに関する啓発活動

(再編) は、子育て事業の再編により、平成 21 年度から指定管理者が実施

4 事業費 39,332 千円

発達障害に対する支援事業について

こども家庭部子育て支援課

1 目的

発達障害児・者とその家族へ早期に適切な支援をする体制を整備するため、平成 20 年 6 月に発達相談支援センター「ルピロ」を設置し、発達障害に関する相談・啓発事業を開始。

また、発達障害が疑われる幼児の保護者が安心して育児ができるよう、平成 20 年 7 月から、2 会場で発達支援広場を開設し、同じ不安や悩みを持つ親同士の交流の場を提供するとともに、療育が必要とされる子どもを児童デイサービスなどの療育機関へ適切につなげるよう、発達相談支援センターの職員等が親子を支援している。

発達支援広場は待機者が多く、対象地域も限られていることから、発達障害に対する支援をさらに推進するため、発達相談支援センターの職員を 1 名増員し、発達支援広場を 4 会場に増設するなど、事業の拡大を図る。

2 内容

(1) 発達相談支援センター

- ・ 相談・啓発事業
- ・ 保育園・幼稚園への巡回指導の充実(20 年度：86 件 21 年度：132 件)
- ・ 公立幼稚園で発達障害児を指導するキッズサポーターへの研修(21 年度から実施)
- ・ 児童デイサービス実施予定施設への療育指導(21 年度から実施)

(2) 発達支援広場

開催場所

- ・ 母子保健センター (中区鴨江二丁目)
- ・ 東部保健福祉センター (南区青屋町)
- ・ (新規)雄踏保健センター (西区雄踏町)
- ・ (新規)プレ葉ウォーク浜北 2F プレ葉ホール(浜北区貴布祢)

3 事業費 46,097 千円

- ・ 発達相談支援センター 35,967 千円(国庫 17,377 千円)
- ・ 発達支援広場 10,130 千円

(新規) 母子家庭等自立支援手当支給事業について

こども家庭部子育て支援課

1 目的

2人以上の児童を監護する児童扶養手当の受給者に対し、浜松市独自の手当を一定期間支給することにより、生活環境が激変する子育て世帯を応援し、自立に向け支援する。

母子家庭に対する支援給付制度である児童扶養手当は、「児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨」として、第1子は所得に応じ41,720円から9,850円を支給するのに対し、第2子は5,000円、第3子以降は各3,000円の支給となっている。

2 対象者

児童扶養手当と同じ

- ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- ・20歳未満で一定の障害を有する者

3 支給額(月額)

第1子:0円、第2子:5,000円、第3子~:各7,000円

制度	第1子	第2子	第3子以降
母子家庭等自立支援手当	0円	5,000円	7,000円
児童扶養手当	9,850円~41,720円	5,000円	3,000円
計	9,850円~41,720円	10,000円	10,000円

4 支給期間

児童扶養手当の支給要件に該当することとなった月の翌月から3年間
制度開始は平成21年8月から(支給開始は8月分から)

5 事業費 14,535千円

小・中学生医療費助成事業について

こども家庭部子育て支援課

1 目的

市長マニフェストに掲げられた「こども第一主義」の重要施策として、小・中学生に対する医療費を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子育てを応援する。

平成 20 年度から小・中学生の入院医療費の助成を実施し、平成 22 年度からは小・中学生の通院医療費助成を開始する予定。平成 21 年度では、通院医療費助成のための準備を進める。

2 こどもの医療費助成制度について

	小・中学生医療費助成 (市単独)	乳幼児医療費助成 (県制度 + 市単独上乘せ)	
対象児童	小・中学生	就学前児童	
助成の内容 (保険適用分を助成)	入院医療費	入院医療費	通院医療費
自己負担額	1日500円	1日500円	1回500円 (月5回目から0円)
助成方法	償還払い	現物給付	現物給付
財源等	市 10/10 *平成 22 年度から通院 医療費助成を開始予定 (現物給付)	県補助 1/3 県制度における所得 制限超過者について は、市 10/10	県補助 0 歳児 1/3 1 歳児以上 1/4 県制度における所得 制限超過者について は、市 10/10

償還払い・・・保険診療にかかる一部負担額(2割、3割)を医療機関窓口で支払い、後から自己負担額(1日500円)との差額を市へ申請し、返還を受けること

現物給付・・・保険診療にかかる一部負担額(2割、3割)のうち、自己負担額(1日500円)だけを医療機関窓口で支払うこと

3 事業費 129,075千円

- ・入院医療費 70,385千円
- ・通院医療費準備経費 58,690千円

(新規)食物アレルギー児調理業務助成事業について

こども家庭部保育課

1 目的

子どもの健康と安全は健やかな生活の基本であり、保育所においては一人ひとりの児童の健康の保持・増進と安全の確保が求められている。

特に、アレルギーのある児童への除去食や代替食の提供には、細心の注意とともに多くの手間を必要としている。

このようなことから、食物アレルギー児への安心・安全な給食の提供を促進するため、民間保育所における食物アレルギー児調理業務に対する新たな助成制度を平成21年度から設ける。

2 現状・背景

何らかの食物アレルギーを持ち食事の制限を必要とする保育所入所児童の数は、年々増加傾向にある。

一部の民間保育所においては、独自に栄養士の配置や調理員を増員する等、個々の児童のアレルギー症状に基づく除去食や代替食の提供について、きめ細やかな対応を行っている。

3 事業内容

保護者から提出された医師の診断書等に基づき、食物アレルギー児への対応のため、栄養士の配置や調理員を増員する等により、除去食または代替食の提供を行う民間保育所に対し助成を行う。

児童1人あたり月額 3,000円

4 事業費 10,980千円(民間保育所事業費助成事業556,791千円の一部)

新法人設立準備事業について

健康医療部新法人設立準備課

1 目的

県西部浜松医療センターの地方独立行政法人化（平成 22 年 4 月を目標）に向け、設立認可手続、定款の作成、人事・給与・財務会計システムの整備、新法人へ承継する資産の整理などの移行準備を進めるもの。

2 主な事業内容

(1) 人事・給与・財務会計システム開発業務

現在、医療公社が使用するシステムを新法人用に開発、カスタマイズする業務委託

(2) 公有財産評価関係業務

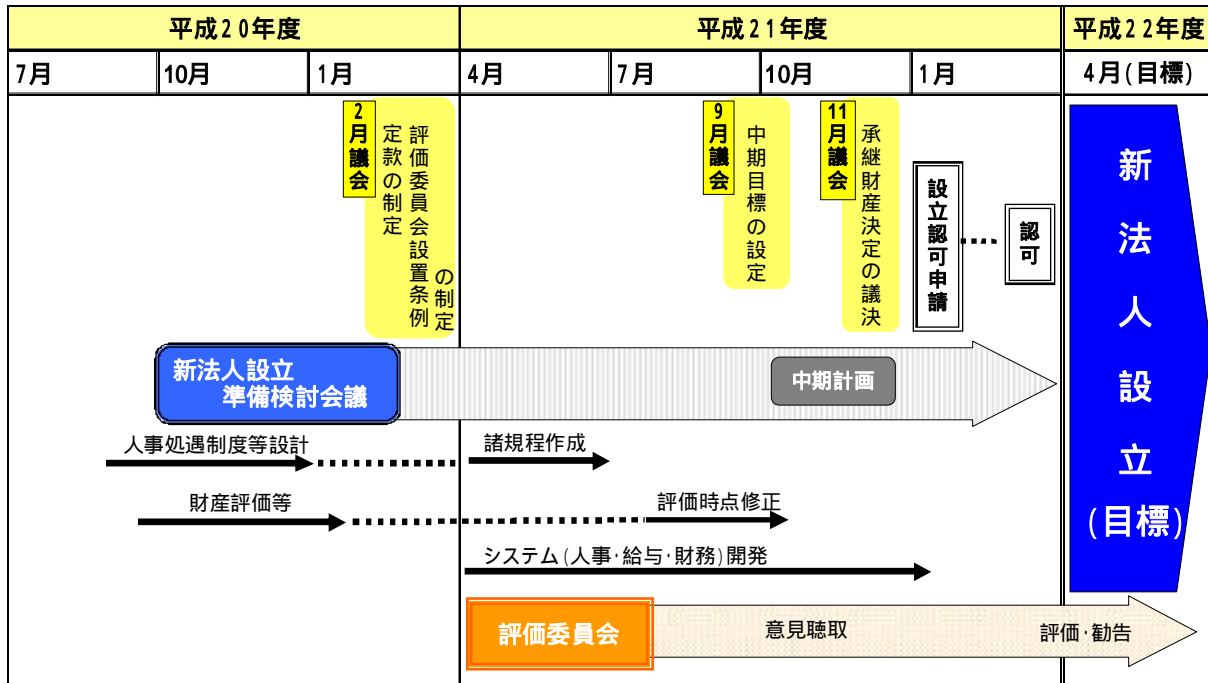
市が新法人に対して出資及び無償譲渡する公有財産の評価及び登記に関する業務委託、出資財産評価（時点修正）及び建物表題修正登記、保存登記申請資料作成

(3) 法人化支援業務

会計監査人による監査に対応可能な会計処理方法等を整備するための監査法人による専門的な会計処理方法等支援業務（予算科目と勘定科目の整理、会計処理基準整理等）

3 事業費 38,562千円

4 地方独立行政法人化移行スケジュール



妊婦健康診査事業について

健康医療部健康増進課

1 目的

現在、妊婦健診は、国の制度拡充に伴い県内同一制度として平成20年度から公費負担を5回に拡充し行っている。経済的な不安や就業等の理由により、本来出産までに受けるべき回数の健診を受診しない妊婦もみられることから、母体や胎児の健康対策の取組みの必要性が一層高まってきている。

このようなことから、国の更なる制度拡充に伴い、安全な分娩と妊娠、出産にかかる経済的な不安の解消を図るため、公費負担の回数及び金額を見直すものである。

2 事業内容

妊婦一人あたりが受けるべき健康診査回数は13～14回程度であることから、妊婦に対し妊娠中14回、委託機関で指定項目の健診（一部公費負担）を実施する。

区 分	回数	備 考
19年度まで	2回	前期・後期 (35歳以上の場合、後期に超音波検査を追加)
20年度	5回	週数に応じて5回を上限 (血液検査1回を含む)
21年度から	14回	週数に応じて14回を上限 (超音波検査4回と血液検査2回を含む)

3 事業費 484,519千円（県補助金128,000千円） （妊婦乳幼児健康診査事業643,499千円の一部）

「妊娠したら妊婦健康診査を受けましょう」

妊娠中は、ふだんより一層健康に気をつけなければなりません。

少なくとも毎月1回（妊娠24週以降には2回以上、さらに妊娠36週以降は毎週1回）、医療機関などで健康診査を受けましょう。



「妊婦健康診査は何をするの？」

妊婦さんの健康状態や、お腹の赤ちゃんの育ちぐあいをみるために、身体測定や血液・血圧・尿などの検査をします。

特に、貧血、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病などの病気は、お腹の赤ちゃんの発育に影響し、母体の健康を損なうことがあります。

妊婦健診を受けることで、病気などに早く気づき、早く対応することができます。

特定不妊治療費助成事業について

健康医療部健康増進課

1 目的

不妊治療のうち、保険適用されない体外受精及び顕微授精については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから治療に要する費用の一部を補助することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的としている。

しかしながら、不妊治療は個人の負担額も大きく、それが原因で治療をやむなく断念するケースもあるため、平成21年度から市独自に所得制限を撤廃するとともに、2回目までの治療に対する補助金額の上限額引き上げを実施していくものである。

2 制度概要

補助対象となる 不妊治療	特定不妊治療（体外受精、顕微授精）
対象者	市内に住民登録のある方で、戸籍上の夫婦 指定医療機関で治療を受けた人で、特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込がないか、または、極めて少ないと医師に診断された人 夫婦の前年所得の合計が730万円未満の人 ↓ 【制度拡充】 平成21年度から、 <u>所得制限を撤廃</u>
補助金額	治療費の範囲内で一夫婦1回あたり10万円を限度とし、 1年度2回まで（同一夫婦に対して通算5年） ↓ 【制度拡充】 平成21年度から、 <u>1・2回目</u> の治療に対して、 <u>1回10万円を限度に、補助金額を引き上げ</u> <u>（1回あたり補助金額の上限を20万円に引き上げ）</u> 2回目は、平成16年度から地方公共団体へ助成申請した回数を起算する。

3 事業費 85,000千円（母子医療費等支援事業399,919千円の一部）

(新規) 新型インフルエンザ対策事業について

健康医療部保健予防課
健康医療部保健環境研究所
消防本部警防課

1 目的

WHOは、新型インフルエンザの出現の危機はかつてないほど高まってきていると警告している。新型インフルエンザが発生した場合、感染力の強さ・発生の規模の大きさから全人口の25%が罹患すると想定され、その健康被害・経済的損失は市民の生活に甚大な影響を及ぼすと予測される。

国は、現在「新型インフルエンザ対策行動計画」の改定及び「新型インフルエンザ対策ガイドライン」の策定を行っている。また、静岡県においては、平成20年1月に「静岡県新型インフルエンザ保健医療対策行動計画」の改定が行われており、本市としても対策を講じていくものである。

2 事業内容

国・県の行動計画等に基づき、市の行動計画の策定に平成21年2月から着手し、全庁的な体制整備を進めている。また、平成21年度において、下記のとおり対策事業を実施する。

(1) 市民への普及啓発(保健予防課)

広報はままつ及び浜松市ホームページによる周知
パンフレットの配布及び必要に応じ説明会を実施

(2) 危機管理研修(保健予防課)

職員研修会
防護服着脱訓練講習会

(3) 積極的疫学調査のための防護服等の確保(保健予防課)

(4) インフルエンザウイルス(H5N1)検査体制の整備(保健環境研究所)

同定操作の習熟
検査要員の養成研修

(5) 新型インフルエンザ患者搬送時の感染防止資機材整備(警防課)

防護服、マスク、手袋、ゴーグルなど

3 事業費 7,102千円

- ・感染症対策事業 5,000千円(11,930千円の一部)・・・保健予防課
- ・食中毒、感染症検査事業 400千円(12,942千円の一部)・・・保健環境研究所
- ・救急高度化推進整備事業 1,702千円(87,527千円の一部)・・・警防課

(新規)新エネルギー率先導入事業について

環境部環境企画課

1 目的

「浜松市役所地球温暖化防止実行計画」における取組の一つとして、市民や事業者にも模範を示すとともに、新エネルギー導入の啓発を目的に、市民や企業に対し太陽光発電の設置を呼びかけていくうえでの広告塔として、公共施設に太陽光発電施設を設置し、新エネルギーを導入するもの。

2 事業概要

- ・ 10kW 級太陽光発電施設を公共施設に 1 基設置
- ・ 年間約 330 千円の電気代が節減
- ・ 約 5 トン (目標削減量の 0.05%相当) の CO₂ 削減

3 事業費 10,000 千円

(財源:新エネルギー率先導入事業費助成金 5,000 千円)

- ・ 工事費 10,000 千円
太陽電池パネル及びインバータ・キュービクル・計測表示装置など附帯設備の機械装置等購入費、設置工事費など

4 導入済施設

- ・ 保健環境研究所 (10.26kW × 1 基) 平成 10 年度利用開始
- ・ はまゆう図書館 (10kW × 1 基) 平成 16 年度利用開始
- ・ 城北図書館 (10kW × 3 基) 平成 18 年度利用開始



【はまゆう図書館】



【保健環境研究所】

新エネルギー利用推進助成事業について

環境部環境企画課

1 目的

地球温暖化の防止及び環境の保全を図るためには、化石燃料の削減と共に、環境への負荷が少ない新エネルギーへの転換が必要である。

日照時間が長い本市の特徴を活かすには、太陽光発電システムが有効であるが、その設置には高額な費用負担を要するため、その経費の一部を補助することで、新エネルギーの普及を促進し、地球温暖化防止対策を図るものである。

2 事業概要

浜松市内に自ら居住する個人住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、補助金を交付する。

内訳：補助金 3kW以上一律 75 千円 × 300 件 = 22,500 千円

補助件数を平成 20 年度当初の 200 件から 300 件に拡充

3 事業費 22,823 千円

【参考：補助実績】

年度	補助件数(件)	応募件数(件)	補助金額(千円)	備考
12	80	93	11,806	新エネルギー-財団補助の 1/5 を上乗せ
13	93	99	7,392	"
14	123	125	8,025	"
15	98	103	16,632	市単 50 千円/ kW
16	106	201	17,035	市単 50 千円/ kW
17	100	161	15,000	市単 3kw 以上一律 150 千円
18	156	280	15,600	市単 3kw 以上一律 100 千円
19	149	187	14,900	市単 3kw 以上一律 100 千円
20	300	303	22,500	市単 3kw 以上一律 75 千円
21	300		22,500	市単 3kw 以上一律 75 千円
計	1,205		128,890	

- ・ 20 年度は当初補助件数 200 件。応募件数は平成 21 年 2 月 4 日現在。
- ・ 平成 17 年度は、旧浜松市分。18・19 年度は、新浜松市分。
- ・ 上記以外に、旧浜北市では平成 16・17 年度に合計 75 件 / 12,502 千円の補助を、旧細江町では平成 13～17 年度に合計 52 件 / 2,712 千円の補助を実施した。

バイオマス利活用推進事業について

環境部環境企画課

1 目的

バイオマスの利活用に向け、発生量や利用可能量、事業化の可能性について検討した結果、本市のバイオマスの利活用の方向性を定めた「浜松市バイオマスタウン構想」を策定し、平成20年度内に国の承認・公表を受ける見込みとなった。

これにより、本構想に沿った事業実施に対する国の補助制度等への優先的採択という利点が得られる。

2 事業概要

(仮称)浜松市バイオマス利活用推進協議会を設置し、市は事務局として国や県との連携を図りながら、本構想に沿った各種事業を主体的に実施しようとする事業者に対する情報提供や相談業務などの支援を行う。

(仮称)浜松市バイオマス利活用推進協議会の設置 事業費 350 千円
(協議会への負担金)

3 (仮称)浜松市バイオマス利活用推進協議会について

(1) 構成 市・県、農協、森林組合、企業等

(2) 役割

構成員から、バイオマスの供給、加工、利用等の側面における意向を確認しながら、地産地消の観点からの地域連携を図り、次に示す優先利活用バイオマスの重点的な利活用推進を図る。

優先利活用バイオマス (利用可能量、原料調達の容易さ等の視点から抽出)

- ・ 間伐材 ・ 木くず ・ 建設廃木材 ・ 緑化木剪定枝 ・ 果樹剪定枝
- ・ 家畜ふん尿 ・ 一般廃棄物系生ごみ ・ 家庭系廃食用油 ・ 一般廃棄物系古紙

利活用モデルの検討 (優先利活用バイオマスを性質別に6分類した利活用モデル)

ア 木質バイオマス利活用モデル (対象：間伐材、木くず、建設廃木材)

- ・ 施設園芸等での利用を想定した木質ペレットの製造
- ・ ガス化等の先進技術を使った発電・燃料合成等の高付加価値利用

イ 剪定枝利活用モデル (対象：緑化木剪定枝、果樹剪定枝)

- ・ 堆肥やボイラー燃料としての利活用の推進
- ・ 路面材等の建設資材の原料

ウ 家畜ふん尿利活用モデル (対象：家畜ふん尿)

- ・ 「資源循環型農業システム」の拡大
畜産農家の堆肥による飼料用とうもろこしの栽培、飼料としての利用
- ・ 家畜ふん尿を原料としたバイオガスプラントによるエネルギー利用

エ 生ごみ利活用モデル (対象：一般廃棄物系生ごみ)

- ・ 生ごみの分別収集による堆肥や飼料の製造
- ・ 生ごみを原料としたバイオガスプラントによるエネルギー利用

オ 廃食用油利活用モデル (対象：家庭系廃食用油)

- ・ 平成21年6月から試行((新規)廃食用油リサイクル事業 事業費1,630千円)
- ・ 廃食用油をバイオディーゼル燃料化
- ・ 食用油の原料となる菜の花栽培とその利用

カ 一般廃棄物系古紙利活用モデル (対象：一般廃棄物系古紙)

- ・ 集団回収の促進
- ・ 古紙の行政回収

(新規) 廃食用油リサイクル事業について

環境部資源廃棄物政策課

1 目的

家庭から排出される廃食用油を再資源化(精油:バイオディーゼル燃料化)することにより、焼却ごみの減量及び市民のリサイクル意識の高揚を図るもの。

2 事業概要

家庭から排出される廃食用油を市施設(区役所、公民館、消防署等 70 箇所 予定)において拠点回収し、廃食用油の再生利用業者(バイオディーゼル燃料精製業者)による買い取りでの引渡しを行う。

将来的には、公用車又は市内のごみ収集運搬委託業務事業者の収集車等の燃料としての使用を計画している。

6月環境月間(6月1日予定)から拠点回収方式により実施(試行)する。

<事業フロー>

各 家 庭 (食用油容器やペットボトル等の容器に入れて、回収場所へ持ち込む。)

持込み

市施設 70 箇所(予定)での拠点回収 回収用ポリタンクを常設(開館時常時)

回収

再資源化業者 (精油:バイオディーゼル燃料化)

バイオディーゼル燃料

公用車又は市内のごみ収集運搬委託業務事業者の収集車等の燃料での使用

3 事業費

1,630千円

回収用ポリタンク購入及び周知用チラシ作成

3月2日(月)から一部の清掃事業所及び環境事業所、保健所、公民館の7施設で先行実施する予定

(新規) 南部清掃工場改修事業について

環境部資源廃棄物政策課

1 目的

平成19年度に策定した「浜松市一般廃棄物処理基本計画」では、平成22年度末に休止する北部清掃工場分を含めた「可燃ごみ」を南部清掃工場で処理することとしている。また、平成3年度から平成7年度にかけての大改修から13年以上が経過し、再び大規模改修が必要な状況である。

このため、今後の浜松市の「可燃ごみ」を、確実かつ安定的に処理するため、南部清掃工場の大規模改修を行う。

2 事業内容

焼却炉を含めたごみ焼却設備の更新及び改修

- ・ 受入れ供給設備（ごみ供給クレーン等）
- ・ 通風設備（送風機等整備）
- ・ 燃焼設備（給じん装置、ストーカ等）
- ・ 灰出し設備（コンベア、クレーン等）
- ・ 燃焼ガス冷却設備（ボイラ設備）
- ・ 給排水設備整備
- ・ 排ガス処理設備（急冷反応塔等）
- ・ 排水処理設備整備
- ・ 余熱利用設備（発電機等整備）
- ・ 受変電、電気計装設備整備
（コンピュータ制御設備等）

平成21年度から3炉ある焼却炉を稼働させながら、1炉ずつ解体改修を行う。

工事期間：平成21年度～平成23年度

処理能力：450t/日 [150t/日×3炉] (改修前と処理能力変更なし)

3 事業費 40,000千円

(財源：国庫 10,100千円 市債 28,000千円)

工事費(設計・施工) 25,000千円

工事監理委託費 15,000千円

4 債務負担行為

期 間：平成21年度から平成23年度

限度額：8,400,000千円

(財源：国庫 2,206,400千円 市債 5,774,000千円)

(仮称)産業廃棄物適正処理条例の制定について

環境部産業廃棄物対策課

1 目的

現在運用している「浜松市廃棄物適正処理指導要綱」や「浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例」の課題を絞り込み、問題点を改善するため、条例の見直しと要綱の格上げを含めた、(仮称)浜松市産業廃棄物適正処理条例の制定について検討を行う。

これにより、産業廃棄物の適正処理の推進、不法投棄の抑制及び産業廃棄物処理施設の設置等に係るトラブルの解消を図るもの。

2 課題・問題点

- ・廃棄物処理施設の設置にあたって説明を実施する関係住民の範囲
- ・施設の設置にあたり要綱で定めている立地基準、構造基準等にかかる適切な指導
- ・混合廃棄物の選別作業(収集運搬業における積替え保管行為)の可否

3 事業内容

- ・(仮称)浜松市産業廃棄物適正処理条例検討委員会の設置
紛争予防条例の見直しと適正処理条例の制定内容に対する意見集約
- ・最終処分場に係る切土及び盛土に関する構造基準調査の実施
最終処分場の構造基準にかかる基礎資料作成のための調査

4 事業費 3,911千円

(産業廃棄物適正処理推進事業30,227千円の一部)

委託料 3,000千円

事務費 911千円